

こんなとき投票どうしたらいいの？

お役立ちQ&A

Q 小さい子どもを連れて行っても大丈夫？

A 投票に影響のない限り、18歳未満の子どもであれば、投票所に一緒に入ることができます。

Q 投票所入場券をなくしてしまった…

A 期日前投票・投票日のどちらも投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票は可能です。受付係員にお申し出ください。

Q 投票所での感染症対策は？

A 皆さまが安心して投票できるよう、入口にアルコール消毒液の設置、鉛筆・イス・机・記載台のこまめな消毒、投票所内の換気などを行っています。



Q 引っ越しをしたばかり…どこで投票できるの？

A 転入先で転入届を提出後、3カ月以上居住し続ければ転入先の市区町村の選挙人名簿に登録され投票できるようになります。それまでの間は、選挙の種類によって投票できる場合があります。

Q 病院や施設に入院・入所中の人はどうすればいいの？

A 不在者投票指定施設の病院や施設であれば不在者投票制度を使って投票できますので、入院・入所されている施設にお問い合わせください。

①都道府県選挙の場合
引っ越し先が同一の都道府県内の場合、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、名簿登録のあ

る旧住所地の市区町村で投票ができます。投票の際は、引き続き同一都道府県内に住所を有していることを証明する書類を提示または確認を受ける必要があります。なお、異なる都道府県へ引っ越しされた場合は投票できません。

②市区町村選挙の場合
引っ越し先が同一の市区町村内の場合、引き続き選挙人名簿に登録されているため投票ができます。なお、異なる市区町村へ引っ越しされた場合は投票できません。



Q 選挙に関する情報を知る手段は？

A ・国や自治体のウェブサイト
・政治家や政党のウェブサイト
・選挙公報
・報道(新聞やテレビなど)
・演説会 など



いよいよ4年に一度の統一地方選挙が行われます。選挙をより身近に感じてもらえるように、児童生徒を対象とした「選挙に関するポスター・書道作品展」、若者が選挙や政治に対する意見を自由に発表する「わけものの主張」、選挙期間中における街頭啓発などに取り組んでいます。

しかしながら、今日の各種選挙における投票率は低下傾向です。選挙は私たちの意見を反映させることができる大切な機会。一人一人が社会を作っている認識を持つことが重要です。

よりよい社会に向けて、ぜひ投票に行きあなたの声を届けましょう。



申間市選挙管理委員会 委員長
(申間市明るい選挙推進協議会 委員)
なかざわ せいし
中澤 征史さん



投票に行こう！

	宮崎県議会議員選挙	申間市議会議員選挙
告示日	3月31日(金)	4月16日(日)
投票日	4月9日(日) 午前7時～午後6時 (第32投票所は午後4時まで)	4月23日(日) 午前7時～午後6時 (第32投票所は午後4時まで)
期日前投票	4月1日(土)～4月8日(土) 場所：市役所 各日午前8時半～午後8時 (各支所は4月7日～8日。午後6時まで)	4月17日(月)～4月22日(土) 場所：市役所 各日午前8時半～午後8時 (各支所は4月21日～22日。午後6時まで)

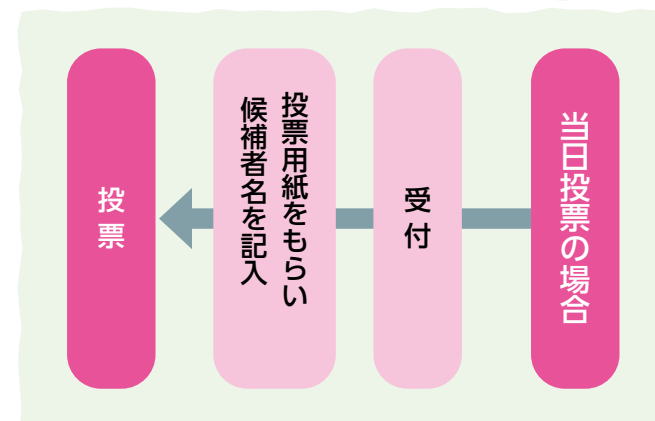
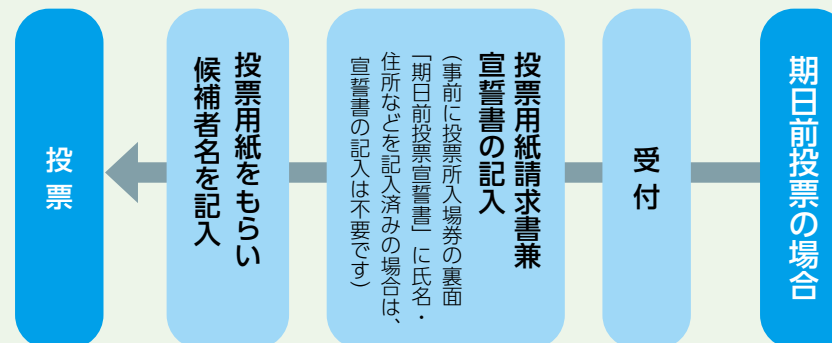
投票の種類

投票の流れ

当日投票
自宅に届いた投票所入場券に記載されている投票所に行き投票。

期日前投票
投票日に仕事や旅行などで投票に行けないときは、告示日の翌日から投票日前日まで市役所で期日前投票ができます(投票日の2日前からは各支所でも実施)。

不在者投票
仕事や旅行などで長期間不在にするときは、選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に申請すれば、滞在する市区町村の選挙管理委員会の指定する場所での投票ができます。また、県が指定する病院や施設に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。



問 申間市選挙管理委員会 ☎55-1169

一人一人が社会を作っている認識を持つて